

坂井市行政改革推進協議会の設置目的と役割

1 設置目的

限られた財源の中で効率的・効果的に行財政運営を行うため、平成19年3月に第一次行政改革大綱、平成24年3月に第二次行政改革大綱を策定し、平成29年3月までの10年間で219項目の実施計画に取組み、82億1,600万円の財政効果が得られました。

平成29年度からは、新たに第三次坂井市行政改革大綱を策定し、現在52項目の実施計画に取り組んでおります。今後の行政改革推進にあたり、市民協働が注目を集める中、市民の目線による意見をいただくことが重要になることから、第7期に続き第8期の坂井市行政改革推進協議会を設置いたしました。（別紙資料1 行政改革の推進体制参照）

2 役割

○ 第三次坂井市行政改革大綱に基づく実施計画の検証と進捗管理

今期（第8期）協議会においても、第三次行政改革大綱実施計画の検証と進捗管理の中で、各種ご意見をいただきます。いただいたご意見は所管課に報告し、対応を検討するなどしながら進めてまいります。（令和2年度・令和3年度）

○ 第四次坂井市行政改革大綱の策定

令和3年度では、令和4年度から令和8年度を計画期間とする第四次坂井市行政改革大綱を策定します。策定に当たって、委員各位からご意見やご提案をいただきます。（別紙資料2 行政改革推進協議会の経緯とスケジュール参照）

【第三次坂井市行政改革大綱】

第三次坂井市行政改革大綱では、次の2つの大きな行政課題に対応するため、4つの基本項目を定めています。

～第三次行政改革大綱の位置付け～

- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進を支える改革
- 合併特例期間の終了への対応を見据えた改革

～基本項目～

- 行政運営システムの構築
- 市民との協働体制の強化
- 持続可能な財政運営の確立
- 人材育成・組織の改革